

# 令和2年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

---

令和2年9月1日（火曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和2年9月1日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 報告第 3号 令和元年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 6 報告第 4号 令和元年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 7 報告第 5号 令和元年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 8 認定第 1号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 3号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 4号 令和元年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 5号 令和元年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 6号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 7号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 8号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 報告第 6号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第17 報告第 7号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第18 議案第55号 令和元年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第19 議案第56号 玉村町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第57号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第58号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第22 議案第59号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第60号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	石内國雄君	8番	高橋茂樹君
9番	浅見武志君	10番	久保留美子君
11番	宇津木治宣君	12番	備前島久仁子君
13番	三友美恵子君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

## ○議長挨拶

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。

令和2年玉村町議会第3回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和2年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中、ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は、決算議会とも言うべき令和元年度の一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案等を審議する重要な議会であります。令和元年度予算が目的どおり適正かつ効率的に執行されたか、慎重な審議がなされることを願うところであります。また、新規条例や条例の改正、令和2年度補正予算などの重要な議案も後ほど町長から提案されます。議員各位には、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いするものであります。

さらに、今定例会には9名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

議員並びに町長をはじめ執行各位には、体調には十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。



## ○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（三友美恵子君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 諸般の報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。6月から8月までの監査、検査の報告は、お手元に配付したとおりであります。



## ○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（三友美恵子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、2番新井賢次議員、3番原利幸議員の両名を指名いたします。

---

◇

### ○日程第3 会期の決定

◇議長（三友美恵子君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る8月25日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） 議会運営委員会から報告します。

令和2年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月25日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月14日までの14日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、令和元年度決算に関する報告5件及び認定8件並びに条例の新規制定や一部改正、令和2年度補正予算に関する議案等6件の計19議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。

次に、町長より報告第3号から報告第5号までの3件についての一括報告があります。

続いて、認定第1号から認定第8号までの8議案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。

次に、報告第6号及び報告第7号の2件について、一括報告及び監査委員の審査意見報告を行います。

次に、議案第55号から議案第57号までについてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第58号から議案第60号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は4人です。本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程4日目は、休会とします。

日程5日目と6日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程7日目は、総務経済常任委員会を開催します。

日程8日目は、民生文教常任委員会を開催します。

日程9日目及び日程10日目は、決算特別委員会を開催します。

日程 1 1 日目は、事務整理のため休会とします。

日程 1 2 日目と 1 3 日目は土曜日、日曜日のため休会とします。

日程 1 4 日目は、最終日となります。午前 1 1 時より議会運営委員会を開催し、午後 1 時 3 0 分より全員協議会を開催します。

その後、本議会を午後 2 時 3 0 分に開議し、決算特別委員会に付託された認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 議案の審査結果について委員長の報告があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 2 年玉村町議会第 3 回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 9 月 1 4 日までの 1 4 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から 9 月 1 4 日までの 1 4 日間とすることに決定いたしました。



## ○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第 4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

月田均総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 月田 均君登壇〕

◇総務経済常任委員長（月田 均君） 総務経済常任委員会所管事務調査報告。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

日時、令和 2 年 8 月 5 日午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分。

場所、全員協議会室。続いて、南玉ウオッチマンゲート、鳥居堰、飯倉の取水口、五料の取水口。

本委員会は、8 月 5 日、委員全員の参加の下、所管する経済産業課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、玉村町の農業用水について。

調査目的、玉村町の農業用水には、取水堰の老朽化の問題、水不足の問題などがある。今回は、老朽化への対応を調査するとともに、水不足の問題を取水口から排水までの水路がどのようなになっているかの切り口から調査する。

調査経過、経済産業課の説明、まず1、水利施設老朽化対策の実績と今後の計画。樋越堰、令和6年以降実施します。菰塚堰、令和2年度予定。9月の議会で補正予算を提出予定。榎町堰、未定。第二統合堰、令和6年度予定。第一統合堰、令和元年度実施済みです。

写真が、3枚目にあります。見ていただきたいのですが、扉体の写真と取水門の写真と操作盤、油圧ユニットの写真が添付してあります。見ていただきたいと思います。

続いて、次のページに移ります。各取水堰、その取水量と受益面積について調べました。資料を見てください。

3、各取水堰から排水までの水の流れ、4、川井地区の取水について、5、五料、飯倉地区の取水について、これについては最後のページです。A3の地図が添付してありますので、見ていただきたいと思います。今までこういった資料はあったのですが、取水口ははっきりしていたのですが、取水口から最後、出口までで、排水溝までの水路がなかなか記載されているものがないということで調査いたしました。

続きまして、6、2ページへ移ってください。五料、飯倉地区の取水について、添付資料を見ていただきたいと思います。

7、農業用水の管理について、これも資料を見ていただきたいと思います。

続きまして、現地視察を行いました。流路を見て分かったことなのですが、やはり芝根地区、川井、飯倉、五料のほうが水の行きが悪いということで、現在どのように水が流れているかということ进行调查しました。調査場所は、1番、南玉ウオッチマンゲート、一番最後の資料の半分から下の右のほうに南玉WGと書いてある、これが南玉ウオッチマンゲートです。南玉の鯉沢排水路にある堰、鯉沢排水路に流れてきた水を川井の東部工業団地南の農地に導くための堰ということです。

次に、鳥居堰です。これは、その資料の一番最後のページの右下のほうに鳥居堰というのがありますけれども、これは南玉、箱石の排水を川井地区から矢川に放流するための堰というものです。

3、飯倉地区への水路ということなのですが、これはにしきの園の南側にあり、鳥居堰から川井の矢川に落とすための水の水路を飯倉地区に導くための水路ということで、下に写真がありますけれども、見ていただきたいと思います。

4、五料地区への水門、五料橋たもとの信号の南にあり、榎町堰から取水し、下之宮、箱石、小泉を通過した農業用水を五料地区の農地に導く水門ということで、これも写真を見ていただきたいと思います。

最後、考察です。今回玉村町の農業用水について調査し、堰や水路の現地視察も実施した。町内には、5つの取水堰があるが、建設から40年以上経過したものが多く、老朽化が進行している。今後改修工事を計画しているが、多額の費用を要するため、しっかりとした予算計画の下、事業を確実に実施し、農業用水の安定供給に努められたい。

榎町堰から水を引く芝根地区、下之宮、箱石、小泉、飯倉、五料については、取水口から遠く離れ、

途中で水路が枝分かれしているため、水路が細くなり、水不足や送水時の遅れが発生しやすい状況があった。榎町堰からの取水量、水路の長さや勾配などの課題解決は容易ではなく、大規模な改修等は費用面からも難しいとの声もあるが、現状の水路でも改善できることはあると考える。現状をしっかりと調査し、どの地域であっても必要な水が供給されるよう、改善に取り組まれない。

また、農業用水の安定供給には水路の改善だけでなく、使い方の改善も必要と考える。一部の地区では、田植えが終了しても取水を続け、排水路に水を流している光景も見られ、その結果として下流の地区に水が届かない状況も発生している。各堰の管理者、各地区の代表者が中心になって、無駄な水を流さず、限られた水資源を効果的に使う努力をすることによって改善が図られると考える。今後も町と水利組合とで連携しながら、改善に向け取り組むことを要望する。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

原利幸民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 原 利幸君登壇〕

◇民生文教常任委員長（原 利幸君） 民生文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和2年8月6日木曜日、午後1時30分から午後3時30分。

場所は、全員協議会室及び玉村小学校です。

本委員会は、8月6日、委員全員参加の下、所管する学校教育課の当面の課題について調査しましたので、報告します。

調査項目、玉村町のICT教育の推進について。

調査経過、学校教育からの説明、1番、ICT教育とは。ICTは、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの頭文字を取ったもので、情報通信技術のことである。ICT教育とは、情報通信技術を活用することで、これまで以上に効果的に教育を行うことである。

2番、玉村町のICT環境、(1)、タブレットPC。玉村町では、現在先生用として1人1台全員に整備されている。児童生徒用には、各小学校に57台ずつ、各中学校に80台ずつ整備されています。今年度中には、生徒1人に1台、いつでも使えるように整備する予定です。

(2)、大型モニター。55型のテレビモニターが各学校に3台ずつ、もう少し大きなサイズの電子黒板タイプも各学校に3台ずつ整備されている。また、各校の各教室にはぶら下げ型の42インチサイズの液晶テレビがあります。

(3)、事業支援ソフト。玉村町では、バイシンクという授業支援ソフトを全校共通で使用しています。タブレットPC等の機器をつなぎ、子供から子供、子供同士ですね、子供と先生の両方向、先生から大型モニター等、常に情報を共有できる仕組みができています。

(4)、インターネット整備。学校の中、教室の中では、インターネットに接続できる環境ができておまして、タブレットPCを持っていれば廊下でも図書室でも接続可能な状態であります。

大きな3番です。ICT教育のメリットとして、(1)、全部で4つあります。資料の提示が柔軟にできる。先生が機器を活用し、資料の提示が自在にできます。従来先生が子供たちに資料を提示する場合、紙に印刷したものを見せる、図書資料を見せる、映像や画像をテレビにつないで見せる、大きな模造紙に手書きしたものを見せる等の手法があります。いずれも手間や時間、費用がかかる等の問題がありました。しかし、ICT化することにより、大型モニターで大きく提示できたり、子供たちの手元のタブレットPCで拡大することにより、視力が弱い子供たちの助けにもなります。さらに、必要な資料を素早く切り替えることが可能になり、資料がかさばらないため、大量に用意することもできます。

(2)番、学び合いがスムーズにできる。これからの学習は、知識を基に思考する、知識を組み合わせで自分なりの考えを持つことを大切にしています。そして、ペアやグループ、学級全体で話して、聞いて、さらに考えを深めていく。共同による問題解決、共同で価値を生み出していくことを大事にしています。ICT化が進むことにより、他者との関わりを通じた学び合いが行いやすくなります。

(3)、個別最適化。これまでの授業では、全員が同じプリントに取り組んだり、複数のプリントを先生が準備し、子供たちに合わせて配布したり、子供たちが好きなものを選んだりしています。ICT化が進むと、先生が子供たちに合った問題を個別に送ることができます。データを送るだけなので、問題の量の増減もコントロールできます。子供たちも自分で問題を選ぶことが可能となり、自分の得意や苦手を自覚し、自分の学習状況の振り返りを行えます。さらに、調べ学習では、図書資料で調べたものをもっと調べたい、最新の情報が見たいと思えば、1人1台のタブレットでいつでもどこでも自分に合った学習ができます。

(4)、離れていても大丈夫。遠隔で授業ができます。新型コロナで休校になる。インフルエンザで学級閉鎖になることもあります。また、不登校で学校に来られない子供たちもいます。ICT化により、先生とお互いの顔を見ながら、コミュニケーションがいつでも可能になります。プリントやお便りをデータで送ることができるので、学校に行けない期間があっても、学びが途切れることがなくなります。

大きな4番、導入に向けて。先生には、長年蓄積している授業、教育のノウハウがあります。これは大変尊いもので、教育の基本となっています。教育のICT化が進むといっても、教育の全てがICTに置き換わるものではありませんが、ICT化が進むことにより、全く新しい教育の形ができつつあり、まさに教育の大きな転換点となります。先生向けの研修については、今年度は小中学校7校で各校3回実施します。研修内容は、各校から要望を聞き、設定していく予定です。

考察。玉村町のICT教育について、機器の導入は予算化されているので、できるだけ早期に実現することを望みます。また、ICT教育を運用する先生方の能力を高めていく必要性を強く感じます。



機器やシステムの活用の仕方次第で、授業が面白かったり、集中ができなかったりと、効果に違いが出てくるものと思われます。学習とは、根気の要るもの、学校や子供たち、家庭でもICT教育にじっくりと向き合い、短い期間で一喜一憂しないで、取り組み続けていくことが必要であると思います。

ここで、一つ杞憂があります。日本語の読み書き、国語力はどうなるのかということです。プログラミング、英語、ICTと、現代社会に必要なメニューが並んでいますけれども、学校で得た情報を知識として定着させ、その知識を教養に高めるには国語の力が必要と考えます。国語、漢字、読書に対する取組がおざなりにならないことを望みます。

以上、所管事務調査報告とします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 報告第3号 令和元年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第6 報告第4号 令和元年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第7 報告第5号 令和元年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（三友美恵子君） 日程第5、報告第3号 令和元年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第7、報告第5号 令和元年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についての決算報告が提出されました。

これより公社及び財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和2年玉村町議会第3回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今年の夏は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、ふるさとまつりや花火大会といった夏の恒例行事につきましても中止が相次ぎ、不要不急の外出も自粛をするなど異例の夏となりました。また、8月には40度を超える猛暑日があり、記録的な暑さとなりましたが、マスクをしながら感染防止対策をし、新しい生活様式に移行していかなければならず、まだまだ終息が見えない中、つらさが増してしまったような気がいたします。

そんな中、去る8月28日、安倍首相は持病の悪化を理由に突然辞任する意向を表明し、大変驚いております。要因として、国民の負託に自信を持って応える状態でなくなった以上、首相の地位にあり続けるべきではないと説明しました。憲政史上最長の在職期間を達成したものの、新型コロナウイルスへの対応をはじめ、様々な政策が実現途上にある中、任期途中で辞職は悩みに悩んだ末の判断だったと推察いたします。一刻も早い回復を祈るばかりです。後継総裁の選出は9月の中旬となる予

定ですが、コロナ禍の中、政治の停滞、空白は避けなければなりません。混乱しないよう收拾をお願いしたいと思います。

さて、大東建託が調査した住み心地のいいまちのランキングで、玉村町が県内4位になったことが新聞に掲載されていました。新型コロナウイルス感染症は、人々に大きなダメージを与えましたが、我が玉村町を住み心地がいいまちだと思ってくださる方がたくさんいることに心から感謝し、より絆を深めてお互い思いやり、このコロナ禍を共に乗り越えていかねばならないと思っております。

さて、本日、令和2年玉村町議会第3回定例会を招集しましたところ、ご参会いただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月14日までの14日間、19案件につきまして提案させていただき、ご審議をお願い申し上げます。誠心誠意論議を尽くしてまいりたいと思っておりますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

各案件の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、慎重に審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。また、令和元年度決算認定につきましては、それぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます。報告に入らせていただきます。

報告第3号 令和元年度玉村町土地開発公社決算報告についてご説明申し上げます。玉村町土地開発公社理事長より令和2年5月27日付で、令和元年度玉村町土地開発公社決算書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。令和元年度の主な業務は、東部工業団地西地区の残り1区画の土地処分、面積にして3,420.23平方メートルを分譲し、この売却金額5,814万3,910円となりました。

これにより、東部工業団地西地区は完売しました。令和元年度決算は、収益的収支におきましては、土地造成事業収益による収入5,814万3,910円、受取利息による収入3,142円、土地造成事業原価による支出5,664万5,849円、一般管理費による支出40万3,327円、支払利息32万5,917円となり、差引き77万1,959円の利益を計上いたしました。これにより、繰越準備金は9,274万7,960円となっております。

また、資本的収支におきましては、総収入ゼロ円、総支出8億5,000万円となり、総収入額が総支出額に対し不足する8億5,000万円は、過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び附属明細表のとおりでございます。

次に、報告第4号 令和元年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より、令和2年5月12日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要については、収入合計額が6, 176万770円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。

また、補助金について、令和2年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4, 885万2, 766円とし、既に交付した5, 320万円から財団の繰越金相当額である434万7, 234円の返還を受けました。

令和元年度も町の芸術及び文化の振興と発展に寄与することを目的に各種事業が行われました。令和元年度は16事業を予定していましたが、八神純子さんの公演が新型コロナウイルスの影響で中止となり、自主鑑賞事業9事業、共催鑑賞事業2事業、助成事業1事業、町民参加事業1事業、地域協働事業2事業、5種、合計15事業となりました。

なお、事業の実績については、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりでございます。

次に、報告第5号 令和元年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より令和2年8月18日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計が6, 466万8, 811円、支出合計が6, 689万5, 675円であり、収支差額は222万6, 864円の単年度赤字でございます。これは、農業機械銀行事業における機械の減価償却費等によるものです。

公社事業につきましては、農地利用集積円滑化事業において、引き続き担い手への農地集積を進めることができました。また、農業機械銀行事業では、作業受託、農業機械の貸出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。そして、WCS（ホールクロップサイレージ）事業におきましては、作付面積が昨年より増え、県内各地の畜産農家に販売し、農家所得の向上に寄与することができました。今後も生産農家と連携を図り、さらなる品質の向上に努めていきたいと考えております。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書のとおりでございます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で、日程第5、報告第3号から日程第7、報告第5号までの公社及び財団に関する3件の決算報告を終了いたします。



○日程第 8 認定第1号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9 認定第2号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

○日程第10 認定第3号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について

○日程第11 認定第4号 令和元年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

○日程第 1 2 認定第 5 号 令和元年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 1 3 認定第 6 号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 1 4 認定第 7 号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 1 5 認定第 8 号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（三友美恵子君） 次に、日程第 8、認定第 1 号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 5、認定第 8 号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの 8 議案を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 8、認定第 1 号から日程第 1 5、認定第 8 号までの 8 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 認定第 1 号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要でございますが、歳入総額 1 1 6 億 3, 7 8 4 万 6, 7 5 9 円に対し、歳出総額は 1 0 9 億 8, 9 9 1 万 3, 0 4 0 円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は 6 億 4, 7 9 3 万 3, 7 1 9 円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が 6 7 9 万 9, 0 0 0 円ありましたので、実質収支は 6 億 4, 1 1 3 万 4, 7 1 9 円の黒字となり、さらにここから 3 億 3, 0 0 0 万円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの 3 億 1, 1 1 3 万 4, 7 1 9 円については翌年度へ繰り越すこととさせていただきました。

令和元年度の歳入の特徴といたしましては、その根幹をなす町税収入については、好調な企業業績の伸びを受けた法人町民税をはじめ、新築家屋の増加に伴う固定資産税の伸び等により、町税全体で 2. 9 % 増になるとともに、地方交付税においても 6. 2 % 増となるほか、昨年 1 0 月からスタートした幼児教育・保育無償化に伴い、地方特例交付金が 3 8 1. 8 % 増と大幅な増加になるなど、各種交付金全体でも 5. 2 % の増となりました。

分担金及び負担金、使用料及び手数料では、幼児教育・保育無償化等により、それぞれ 2 0. 5 % 減、4. 8 % 減となりましたが、国県支出金においては幼児教育・保育無償化に加え、民間保育所の誘致等により 8. 4 % の増となりました。また、財産収入では、文化センター周辺地区土地区画整理

事業の土地売却により327.5%増の大幅な増加になるとともに、寄附金ではふるさと納税の増加により46.8%増となるほか、諸収入でもプレミアムつき商品券販売収入等により10.0%増となりました。

さらに、繰入金では16.8%減となりましたが、当初予定した2億円の財政調整基金を取り崩すことなく、財政運営を図ることができたため、歳入総額では5.3%の増となりました。

次に、歳出では、目的別に見ると、土木費、教育費、公債費等が減少し、総務費、民生費、農林水産業費、商工労働費、消防費等が増加しました。また、性質別では、人件費及び公債費が減少し、維持補修費、扶助費、積立金、投資的経費等が増加しました。

歳出総額では、文化センター周辺土地区画整理事業の事業費の減少や、町道220号線道路改良事業の終了など減少要因はあったものの、民間保育所の誘致や幼児教育・保育無償化、プレミアムつき商品券事業、クリーンセンター長寿命化、勤労者センター土地取得、滝川第一統合堰改修、水防センター建設等により、前年度に比べ5.7%の増となりました。

なお、地方債残高については、前年度末から2億5,079万7,000円減少し、令和元年度末では96億4,313万8,000円となりました。

一方、財政調整基金現在高については、平成30年度の決算剰余金約2億8,000万円と、令和元年度中に発生した利子22万2,000円を積み立てるとともに、町税等の増収により、令和元年度の財政運営においては取り崩すことなく、2億円を積み立てた結果、前年度末から4億8,022万2,000円増加し、令和元年度末では17億287万1,000円となりました。

また、財政力指数については、前年度と同様の0.77となりましたが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度に比べ1.3ポイント下降し、94.8%となって、高率は示しているものの、改善傾向に転じるとともに、公債費負担比率についても、前年度に比べ0.9ポイント改善し、10.4%になるなど、財政指標においてはこれまでの財政健全化に向けた取組効果が示される結果となりました。

以上、本町では、今後も将来を見据えた財政健全化の取組を維持しつつ、引き続き内外経済に甚大な影響をもたらしている新型コロナウイルス感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るための施策など、直面する喫緊の課題に対応していくため、時代の変化に即した柔軟で持続可能な財政運営に努めていきたいと考えております。

次に、認定第2号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額36億3,852万6,213円に対し、歳出決算額は34億9,166万3,531円となりました。これにより、実質収支額が1億4,686万2,682円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

なお、平成30年度の繰越金が1億5,227万9,156円であったため、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は541万6,474円の赤字となりました。

歳入の主なものですが、国民健康保険税は8億1,661万9,734円で、加入者が減少したことなどにより、前年より3,620万円程度減収となりました。

現年分の収納率は97.17%で、前年よりも0.09%上昇し、全体収納率は90.74%で、前年よりも0.32%上昇いたしました。

国の負担金につきましては、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認対応のためのシステム改修に対する補助金として106万7,000円、県支出金は医療費に係る補助金として、普通交付金が23億3,041万175円でありました。また、特定健診やジェネリック医薬品の普及推進、エイズ予防など町の取組に対する補助金として特別交付金が7,487万5,000円ございました。

一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など2億3,272万7,466円が繰り入れられています。

次に、歳出ですが、保険給付費の支払いが、一般被保険者分、退職被保険者分を合わせて23億5,440万6,491円でございます。

広域化に伴い、県へ納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、合わせて10億5,889万1,572円でございます。

保健事業では、被保険者の健康の保持増進のため、生活習慣病などの予防を主眼に、特定健診や人間ドックなどを実施し、4,209万6,491円の支出を行いました。人間ドックを含めた特定健診の受診率は46%程度となっており、県交付金を基に取り組んだ未受診者対策事業の効果もあり、前年度から数%の向上が見られました。今後も、慢性疾患の早期発見や重症化予防などの観点から、制度の周知徹底や未受診者への受診勧奨を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、歳入の確保と医療費の適正化をより一層推進し、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

次に、認定第3号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額3億1,957万4,983円に対し、歳出決算額は3億1,816万5,970円となりました。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は2億3,762万1,244円で、収納率は99.8%であります。一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として6,427万5,855円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として保険料納付金2億3,910万3,744円と、保険基盤安定拠出金5,981万1,855円であります。

実質収支差額については140万9,013円で、翌年度へ繰り越しいたしました。

今後も、後期高齢者医療制度についてご理解いただけるよう、きめ細やかな対応を行い、円滑な制度運営を図ってまいります。

次に、認定第4号 令和元年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額27億3,101万4,938円に対し、歳出決算額は24億7,795万8,275円となりました。実質収支額は2億5,305万6,663円となり、同額を翌年度へ繰り越しました。

歳入の主なものですが、第1号被保険者の介護保険料収入が7億5,284万5,082円であり、前年度収入とほぼ同額となりましたが、滞納繰越分を含めた収納率は99%であり、前年度より0.2ポイント上昇しております。

国庫補助金のうち、調整交付金の交付額は、昨年度に引き続きゼロ円でありました。また、第1号被保険者のうち低所得者の方に対しては、令和元年度の消費税率引上げによる税金を財源として、介護保険料のさらなる軽減措置が取られ、その介護保険料の減収分は国、県、町で負担いたしました。

次に、歳出の主なものですが、最も多くを占めているのが介護サービス等諸費を主な支出とする保険給付費の21億7,806万7,986円でございます。

また、地域支援事業費につきましては、認知症総合支援事業への取組を強化したことや、総合事業利用者の増加等に伴い、前年度より約1,300万円増の1億3,362万4,844円となりました。

介護保険基金についてですが、平成30年度の実質収支額の2億5,395万2,748円のうち、1億円を積み立てました。

今後も介護予防・重度化防止施策の推進、適正な介護給付、保険料収納の強化等に取り組み、安定的な制度の維持、運営に努めてまいります。

次に、認定第5号 令和元年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入歳出決算額ともに317万826円となりました。

本事業は、介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、令和元年度で14年が経過したところでございます。今後も、高齢化が進行するに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

また、平成27年度の途中から総合事業へ移行したことに伴い、総合事業の対象者への介護予防ケアマネジメントの作成につきましても、同様に努めてまいります。

次に、認定第6号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。令和元年度の下水道事業特別会計は、令和2年4月1日から地方公営企業法を適用し、企業会計に移行したことから、同年3月31日をもって全ての出納を閉鎖する打切り決算を行いました。

決算の概要につきましては、歳入決算額12億4,160万3,818円に対し、歳出決算額12億

2,969万2,086円で、歳入歳出差引き残額は1,191万1,732円となりました。なお、この残額は、下水道事業会計に現金預金として引き継ぎました。

まず、歳入の内訳についてですが、下水道事業受益者負担金が3,018万6,400円、使用料及び手数料が2億5,857万700円、国庫補助金が1億2,000万円、県補助金が500万円、一般会計繰入金が3億8,000万円、繰越金が2,179万2,373円、諸収入が1,665万4,345円、下水道事業債が公共・特環・流域合わせて4億940万円でございます。

次に、歳出の内訳ですが、下水道費が6億5,516万8,531円、公債費が元金利子合わせて5億7,452万3,555円でございます。

実施した主な事業ですが、維持管理として下水道管渠及びマンホールポンプの清掃を行いました。

建設事業では、汚水事業として樋越地区、上福島地区、板井地区、下之宮地区、箱石地区及び南玉地区を整備するとともに、五料地区及び飯倉地区の実施設計を行いました。

また、公営企業会計導入事業では、公営企業会計に移行できるよう、固定資産台帳や会計システムの整備を図りました。

最後に、令和元年度の実施状況についてですが、公共・特環合わせた施工延長は3,956メートル、整備面積は14ヘクタールで、年度末の下水道処理人口普及率は83.5%でございます。今後も計画的に整備を進め、収入の確保に努めるとともに、効率的な事業運営を行ってまいります。

認定第7号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入歳出決算額は5億2,759万3,897円となりました。

歳入の内訳につきましては、繰越金445円、第Ⅱ期分譲地の販売事業者への土地売払収入及び第Ⅱ期町分譲地12区画の販売分として5億2,759万3,452円であります。

歳出につきましては、全て一般会計への繰出金でございます。

なお、宅地造成事業特別会計は、設置の目的を完了したため、令和元年度末をもって廃止となりました。今後は、一般会計によって、土地区画整理事業の完了に向けて適切に事業を遂行してまいります。

次に、認定第8号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億7,871万9,614円で、内訳は給水収益等の営業収益が5億5,010万1,990円、営業外収益が2,861万7,624円でございます。

一方、支出総額は4億7,065万7,898円で、内訳は営業費用が4億2,750万4,836円、企業債利子などの営業外費用が4,294万7,282円、過年度損益修正損及び過年度還付金等の特別損益が20万5,780円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1億4,070万円で、全て企業債でございます。



一方、支出総額は3億2,637万2,554円で、内訳は建設改良費が1億9,526万6,200円、水道メーター等の固定資産購入費が258万6,000円、企業債償還金が1億2,852万354円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億8,567万2,554円につきましては、当年度分損益勘定留保資金1億1,103万5,512円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,551万9,200円並びに減債積立金1,748万4,842円、建設改良積立金4,163万3,000円で補填いたしました。

引き続き、安心、安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

以上が、令和元年度の一般会計をはじめ、各特別会計の歳入歳出決算の概要でございますが、7月14日から7月31日までの間、監査委員さんに監査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

---

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。10時15分まで休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時15分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

---

◇議長（三友美恵子君） 認定第1号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 石関清貴君登壇〕

◇総務課長（石関清貴君） それでは、令和元年度玉村町一般会計・特別会計・水道事業会計歳入歳出決算及び基金運用状況についての監査委員の審査意見書について朗読をさせていただきます。

まず、1ページは目次となっておりますので、初めに2ページをお開きください。令和元年度玉村

町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書です。まず、第1、審査の対象です。1、審査項目は、(1)、一般会計及び(2)、特別会計です。特別会計につきましては、①、国民健康保険特別会計、以下宅地造成事業特別会計までの6会計となっております。(3)、基金の運用状況等につきましては、①、財産に関する調書、公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券が審査項目となっております。

2、審査関係書類です。こちらにつきましては、(1)、令和元年度玉村町歳入歳出決算書、(2)、令和元年度決算における主要事業と成果等の説明書、以下(7)までの関係書類が審査関係書類ということになります。

次に、第2、審査の期間です。審査の期間は、令和2年7月14日から同年8月3日までの21日間のうち実質10日間、各課等を個別に審査し、同年8月17日に開催した監査委員協議会において審査結果の取りまとめを行ったということになります。

次に、第3、審査の方法です。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分、基金運用状況等について、形式審査として決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているか、次の項目を主眼に審査を行ったということです。なお、この審査に当たっては、令和元年度に実施した定期監査及び随時監査並びに毎月実施している例月出納検査も参考とし、かつ関係職員から説明を聴取したと。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。1、審査事項及び2、重点事項につきましては、記載のとおりとなっております。審査事項につきましては、(1)、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかなど、4項目にわたって審査事項を上げております。

2番の重点審査事項につきましては、(1)の収入確保は適正に行われたか、支出は効果的か、違法・不当な処理はないかなど、以下全て8項目について重点的に審査を行ったということになります。

第4、審査の結果。審査に付された各会計の決算関係書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、決算書等の数値は会計管理者及び各課、局等が保管する関係帳票と照合し、確認を行った結果、おおむね適正に処理されていることを確認した。また、歳入歳出差引残高についても適正に処理されていることを確認した。なお、決算の概要及び実質審査の内容については、以下に記載するとおりであるということで、以下1、決算の概要、3ページでございます。こちらから決算の概要につきましては4ページまで、続いて5ページを見てくださいと、2、財政分析、続きまして6ページからは実質審査ということで3ということで、21ページまで実質審査の内容が記載されております。こちらにつきましては、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

それでは、21ページをお開きいただきたいと思います。第5、審査の意見というところになります。1、総括意見です。一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況については、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われていると認められたという

ことであります。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は以下のとおりであるということで、(1)から(5)まで記載されております。まず、(1)、主要事業と成果等というところです。令和元年度決算における主要事業と成果等については、提出された説明資料に基づき、各担当者より説明を求めた結果、予定された主要事業はおおむね適切に実施されており、一定の成果を上げていると認められた。

今後とも最少の経費で最大の成果が得られるよう、合理的かつ効果的な事業運営に取り組まれます。

(2)は、前年度指摘事項の措置状況についてです。令和元年度に実施した定期監査、随時監査、例月出納検査、財政援助団体等監査、決算審査の際の意見や指摘事項に対し必要な措置が講じられたかどうかについて、提出された令和元年度措置状況調書により確認した結果、おおむね適切な措置が講じられているものと認められたということです。

(3)、委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理ということです。契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事の施工状況、各種負担金の根拠、財産(土地・建物)の取得、処分や貸付け、借入れの状況等については、提出された令和元年度玉村町歳入歳出決算調書に基づき確認した結果、委託業務や工事の契約内容、施工時期及び財産の管理等の状況はおおむね適切であると認められた。

法令外負担金についても、おおむね適正な支出であると認められるが、今後も負担金額の算出根拠や支出先の団体の活動を把握し、例年どおりの支出ではなく、その必要性も含めて検討されたいということです。

続いて、22ページ、(4)の補助金及び交付金についてです。各種団体の補助金等による事業の実施状況については、提出された令和元年度決算補助金等実績報告書に基づき確認を行った。

その結果、令和元年度決算補助金等実績報告書に該当した事業数は151事業で、前年度の152事業に比べ1事業減少した。また、決算額は6億1,279万9,000円で、前年度の3億8,305万5,000円に比べ2億2,974万4,000円増加した。これは、南幼稚園改修による民間保育所整備事業や新規民間保育所整備事業等で、新たに補助金を交付したこと等が主な要因であった。

各種団体の事業実施状況はおおむね良好であり、補助金の必要性、有効性、支出の時期及び額等はおおむね適切であると認められたが、町民体育祭参加ブロック補助金の補助事業等実績報告書の中には、補助金の使途としてふさわしくない経費が含まれていた。今後このようなことがないよう改善を求める。

補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定した玉村町補助金等に関する規則では、第3条、関係者の責務として町長及び補助事業者等双方の責務について、それぞれ次のように規定している。第3条第1項、町長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令等及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

第3条第2項、補助事業者等は、補助金等が町民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われていることに留意し、法令等の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めなければならない。今後、職員をはじめとする関係者の責務が改めて認識・周知されることにより、補助金の交付の適正化が図られるよう、補助対象経費について具体的な取扱いを定めることなど玉村町補助金等に関する規則の見直しを含めて検討されるよう求めるものである。

(5)、歳入と歳出の確認。歳入については、提出された令和元年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額等について確認した結果、おおむね適切に処理されていると認められた。

なお、不納欠損処分の状況等については、令和2年6月26日に随時監査を実施し、不納欠損処分に至るまでの徴収努力並びに事務処理について、おおむね適正に実施されていたことを確認した。

また、歳出の確認については、提出された令和元年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等について確認した結果、おおむね適切に執行されていると認められた。

なお、不用額についての主な要因は、節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものであり、やむを得ないものと認められた。

続きまして、2の財政分析です。実質収支比率9.0%、財政力指数0.77及び公債費負担比率10.4%については、おおむね例年どおりの値で推移した。経常収支比率94.8%については、前年度96.1%を1.3ポイント下回り、3年連続で改善が見られた。依然として高率ではあるものの、これまでの財政健全化に向けた取組の効果が示される結果となった。今後も引き続き財政の健全化を推進されるよう要望する。

次に、1枚めくっていただきまして、23ページ、3の一般会計です。歳入決算の状況は、町税が全ての税目において対前年度比で増加し、町税全体で1億3,437万7,000円の増収、2.9%増となった。このほか文化センター周辺地区土地区画整理事業における保留地売却による財産収入の大幅な増加等により、歳入の総額は前年度に比べ5億8,477万9,000円の増加、5.3%増となった。

自主財源の柱である町税の収入未済額は4,149万9,000円であり、前年度の4,842万8,000円と比較して692万9,000円減少し、12年連続で減少した。収納率については、前年度98.8%と同様の98.8%となった。今後も徴収努力を十分尽くされたい。

歳出決算の状況は、目的別では土木費、教育費、公債費などは前年度より減少し、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工労働費、消防費が増加した。性質別では、経常的経費の構成比が前年度より減少し、投資的経費の構成比は増加した。

歳出の総額は、前年度に比べ5億9,132万5,000円の増加、5.7%増となった。これらにより決算収支は形式収支が6億4,793万4,000円の黒字となり、実質収支も6億4,113万

5,000円の黒字となった。また、実質単年度収支も2億8,655万円の黒字となった。なお、地方債現在高は、前年度に比べ2億5,079万7,000円減少、2.5%減し、積立金現在高は前年度に比べ5億6,424万5,000円増加、27.2%増となりました。人口減少社会の到来に伴う社会構造の変化や自然災害の頻発化により、行政に求められる住民サービスは複雑化、多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大など、過去に例のない緊急的な課題への対応にも今まさに直面しているところであり、このような状況の中にあっても、創意工夫に基づく事務事業の効果的な執行により、引き続き玉村町の発展と町民福祉の向上にとって必要な施策については、積極的に取り組まれるよう期待する。

続きまして、4の特別会計です。初めに、(1)、国民健康保険特別会計です。国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ4,146万6,000円減少、1.1%減し、歳出総額も3,605万円減少し、1.0%減となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、前年度に比べ3.6%減少の1億4,686万3,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も1億4,686万3,000円の黒字となった。なお、財政調整基金の取り崩しはなかった。

国民健康保険税の現年分の収納率は97.2%となり、前年度97.1%に比べ0.1ポイント上昇した。滞納繰越し分を含めた収納率は90.7%となり、前年度90.4%に比べ0.3ポイント上昇した。

国民健康保険事業は、社会保険への加入要件の緩和等により、保険加入者数は減少しているものの、医療の高度化に伴い1人当たりの医療費は増加が続いている。今後も群馬県と連携を図りながら、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等、引き続き適切な国民健康保険事業の運営に取り組まれない。

次に、2の後期高齢者医療特別会計です。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ1,710万5,000円増加、5.7%増し、歳出総額も1,889万7,000円増加、6.3%増となった。歳入の総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、前年度に比べ56.0%減少し、140万9,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も140万9,000円の黒字となった。後期高齢者医療保険料の滞納繰越し分を含めた収納率は99.8%となり、前年度99.3%に比べ0.5ポイント上昇した。

後期高齢者医療保険の年間平均被保険者数は年々増加しており、令和元年度は前年度と比べ180人増加、5.0%増した。令和元年度は、1件当たりの保険者負担額、1人当たりの保険者負担額については前年度に比べ減少したが、療養の給付費と療養費を合わせた保険者負担額は6,121万3,000円増加、2.2%増となった。

高齢化の進行により、今後も医療費のさらなる増加が見込まれることから、適正な保険給付に努め、引き続き健全な後期高齢者医療保険の運営に取り組まれない。

次に、24ページの(3)、介護保険特別会計です。介護保険特別会計の決算状況は、歳入総額が

前年度に比べ2億699万2,000円増加、8.2%増し、歳出総額も2億788万7,000円増加、9.2%増となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、前年度に比べ0.4%減少し、2億5,305万7,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も2億5,305万7,000円の黒字となった。なお、介護保険基金の取崩しはなく、運用益のほかに1億円を新たに基金に積み立てた。介護保険料の滞納繰越し分を含めた収納率は99.5%で、前年度に比べ0.2ポイント上昇した。また、認定者数は1,332人と、前年度1,290人に比べ42人増加した。

高齢化社会が進むにつれて、要支援、要介護認定者の増加と、それに伴う介護サービスの需要はより一層高まることが予想される。引き続き、高齢者が自宅や住み慣れた地域で可能な限り自立して生活できるよう、安定的な介護保険事業の運営に努められたい。

次に、(4)、介護予防サービス事業特別会計です。介護予防サービス事業特別会計の歳入歳出総額は、それぞれ317万1,000円で、前年度に比べ7万3,000円の増加、2.4%増となった。

介護予防サービス計画費収入では、介護予防プラン作成件数が263件で、前年度に比べ52件増加、24.6%増したため、116万6,000円となり、前年度に比べ21.4%増加した。また、介護予防ケアマネジメント費収入では、介護予防ケアマネジメント作成件数が159件で、前年度に比べ18件増加、12.8%増したため、72万3,000円となり、前年度に比べ12.9%増加した。

歳出では、総務費が187万4,000円で、前年度に比べ16万5,000円減少、8.1%減し、介護予防サービス事業費は129万6,000円で、前年度に比べ23万8,000円増加、22.5%増となった。

介護予防サービス事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。引き続き適切な介護予防サービス事業の運営に取り組まれたい。

次に、(5)、下水道事業特別会計です。公営企業会計への移行前年度に当たる令和元年度の下水道事業特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ2億6,766万円減少、17.7%減し、歳出総額も2億5,778万円減少、17.3%減した。これにより歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1,191万2,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も1,191万2,000円の黒字となった。

歳入では、受益者負担金は、前年度に比べ361万3,000円減少、10.7%減した。滞納繰越し分を含めた収納率は95.8%で、前年度98.0%に比べ2.2ポイント低下した。

下水道使用料は、前年度に比べ2,146万9,000円減少、7.7%減となり、滞納繰越し分を含めた収納率は90.4%で、前年度98.5%に比べ8.1ポイント低下した。

これら歳入の減少は、打ち切り決算の影響によるものであった。歳出では、下水道費が前年度に比べ

2億5,456万3,000円減少、28.0%減となり、公債費も前年度に比べ321万6,000円減少、0.6%減となった。これら事業の結果、下水道普及率は前年度に比べ2.0ポイント上昇し、83.5%となった。

下水道事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。下水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善及び水質の保全という町民の生活基盤として重要な役割を担っている。また、令和2年度からは、地方公営企業法が適用されている。今後公営企業としての企業性を十分に発揮し、より一層の経営の効率化と住民サービスの向上が図られることを期待する。

次に、(6)、宅地造成事業特別会計です。宅地造成事業特別会計の歳入歳出総額はそれぞれ5億2,759万4,000円で、前年度に比べ3億1,450万9,000円の増加、147.6%増となった。

宅地造成事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。宅地造成事業特別会計は、設置の目的を完了したため、令和元年度末をもって廃止となったが、引き続き一般会計において土地区画整理事業の完了に向けて適切に取り組まれない。

続きまして、25ページの基金の運用状況です。公有財産、物品、基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、おおむね妥当であると認められた。

特に財政調整基金については、令和元年度は取崩しを行わなかったことなどにより、決算年度末の現在高は17億287万1,000円となり、平成25年度決算以来、対前年度比での増加となった。財政調整基金は、景気の変動に伴う収収減等による財源不足だけではなく、災害等の緊急時の支出に備えるためにも必要であるため、引き続き適切な管理、運用に取り組まれない。

続きまして、26ページ、水道事業会計における決算審査結果及び意見です。1、審査対象から、1枚めくっていただきまして、27ページ、7の審査結果までは記載のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

最後の8、審査意見です。有収率については87.6%で、前年度86.8%に比べ0.8ポイント上昇した。収益の向上と水の安定供給のためにも、引き続きさらなる有収率の向上に努められたい。

また、水道料金の収納率についても97.1%で、前年度96.8%に比べ0.3ポイント上昇した。今後もさらなる収納率の向上に取り組まれない。

水道事業については、人口減少等の要因により料金収入の減少が見込まれる一方、施設の老朽化等に対応するための更新費用は増加が見込まれるなど厳しい経営環境に置かれている。このような状況下にあっても、将来にわたって経営の健全性を維持し、町民へ安全で安定的な水道の供給を維持していくために、事業の在り方を絶えず見直しながら、引き続き適切な事業運営に努められたい。

以下、28ページから59ページまでは各会計による付表となっておりますので、後ほど御覧をい

ただければと思います。

以上、監査委員による審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑は、議会運営に関する基準（先例）の附則1の規定により、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は款・項の範囲で行うと定められております。したがって、総括質疑は款項の範囲でお願いします。

それでは、これより令和元年度の各会計の歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第8、認定第1号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 町税の収納状況について伺います。

町税の収入未済額については、12年間連続で減少しているということで、皆さんの努力が実っているかと思えますけれども、不納欠損額についてはかなり高くなっており、単年度で。その説明をお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 不納欠損額の増加について、説明のほうさせていただきます。

徴収率を上げるためには、収入を上げるか、あるいは調定を下げるかによって徴収率が変わってきます。基本的な考えといたしまして、回収の見込みはない債権者に対して、漫然と督促を続けるなどいたしまして債権管理を継続するようなことは、事務の停滞を招きまして、債権管理の効率化、そういうものを阻害するようなことになってしまいますので、現実的に価値のない多額な債権を帳簿上計上することは、自治体の財政管理の正確な把握を妨げることになるということで、不納欠損額が増えているということですが、積極的に滞納処分の執行停止等を行いまして、3年の期間が経過したものについて積極的に欠損処理を行っているような状況でございます。それによりまして、収納率の向上等も達成できているような状況になっております。

以上でございます。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 収納未済額、滞納が減ってきている、12年間にわたって。ということは、不納欠損も減ってきているのが妥当かと思われませんが、この年にはやはり900万円ほど前年



度より増えているということで、このときに今までの滞納の一時整理をするという形で整理をしたという認識でよろしいでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 大口の滞納がございまして、特別土地保有税だとか固定資産税につきまして不納欠損を行ったということで、金額が増えているようなことでございます。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 不納欠損においては、財政の確保と負担の公平性という観点から、その不納欠損に至らないよう適切な管理を、徴収をしていくということは、もうこれは基本のキでありますし、当たり前のことでもありますけれども、どうしても何度も督促状を出している。努力によっても得られないという場合の不納欠損があることは、それはどこでもあるわけで、それは事実でありますけれども、この年が増えているということに疑問を持ったので、質問をしたわけでもありますけれども、今までのもうどうしようもないものに関しての整理をしたという認識でいいかどうかということ再度伺います。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 取れないものについて、財産等をしっかりとチェックいたしまして、そういうものがない、財産がないということで、こちらとしてもやむなく不納欠損の処理をさせていただいたということでございます。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第9、認定第2号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和元年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第10、認定第3号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第11、認定第4号 令和元年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和元年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第12、認定第5号 令和元年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和元年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第13、認定第6号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和元年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第14、認定第7号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第15、認定第8号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和元年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、8会計に係る総括質疑を終了いたします。



## ○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（三友美恵子君） お諮りいたします。

日程第8、認定第1号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、認定第8号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの8議案につきましては、議会運営に関する基準（先例）第47条に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、認定第1号から日程第15、認定第8号までの8議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。



○日程第16 報告第6号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第17 報告第7号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（三友美恵子君） 日程第16、報告第6号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第17、報告第7号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより2件の報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 報告第6号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率については、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各会計いずれも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率ですが、これは過去3年間の平均値で算出するものでございます。平成29年度から令和元年度までの平均値では、数値に増減はなく、前年度と同様の4.5%となりました。国で定めた早期健全化基準は25.0%となっておりますので、これを下回り、クリアしております。

最後に、将来負担比率ですが、前年度の数値は7.7%でありましたが、地方債現在高などの将来負担額を基金などの充当可能財源が上回ったため、令和元年度では数値は算定されませんでした。国で定めた早期健全化基準は350.0%となっておりますので、これをはるかに下回り、クリアして

おります。

なお、今回報告いたします健全化判断比率については、監査委員さんに審査をしていただいておりますので、その審査意見書を付して報告させていただきます。

次に、報告第7号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。

資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業特別会計ともに黒字決算であり、また宅地造成事業特別会計においても資金の不足額はなく、資金不足が生じていないため、いずれの会計も数値は算定されませんでした。この資金不足比率についても、監査委員さんに監査をいただいておりますので、その意見書を付して報告させていただきます。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で日程第16、報告第6号及び日程第17、報告第7号の2件の報告を終了いたします。

次に、日程第16、報告第6号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第17、報告第7号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 石関清貴君登壇〕

◇総務課長（石関清貴君） それでは、監査委員の審査意見書について朗読をさせていただきます。

初めに、令和元年度財政健全化審査意見書です。1、審査の概要。この財政健全化審査は、玉村町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査期間。令和2年7月14日火曜日から8月3日月曜日まで。

3、審査の結果です。（1）、総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）、個別意見です。①、実質赤字比率について。令和元年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の14.01%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率についてです。令和元年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の19.01%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率についてです。令和元年度の実質公債費比率は4.5%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について。令和元年度の将来負担比率は算定されず、早期健全化基準の350.0%

と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、次からは水道事業会計、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計の経営健全化審査意見書が続きますが、いずれも1、審査の概要、2、審査期間については記載のとおりでありますので、同一内容ということでもありますので、割愛をさせていただきます。

それでは、初めに令和元年度水道事業会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。水道事業は、事業の規模5億131万6,000円、流動負債7,461万3,000円、流動資産8億3,520万7,000円、剰余額7億6,059万4,000円、標準財政規模比10.7%である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、令和元年度下水道事業特別会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。下水道事業は、事業の規模2億8,480万円、歳出額12億2,969万2,000円、歳入額12億4,160万4,000円、剰余額1,191万2,000円、標準財政規模比0.2%である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

最後に、令和元年度宅地造成事業特別会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。宅地造成事業は、事業の規模ゼロ円、歳出額5億2,759万4,000円、歳入額5億2,759万4,000円である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上、監査委員の審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長(三友美恵子君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



## ○日程第18 議案第55号 令和元年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

◇議長(三友美恵子君) 次に、日程第18、議案第55号 令和元年度玉村町水道事業会計剰余金

の処分についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第55号 令和元年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和元年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は9,235万4,428円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、減債積立金及び建設改良積立金の取崩しにより生じた5,911万7,842円を加えますと、未処分利益剰余金の合計額は1億5,147万2,270円でございます。

内容につきましては、別紙の剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、企業債償還に充てるための減債積立金として7,235万4,428円、欠損金を埋めるための利益積立金として1,000万円、建設改良積立金として1,000万円をそれぞれ積み立て、資本金として5,911万7,842円を組み入れるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 19 議案第 56 号 玉村町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 次に、日程第 19、議案第 56 号 玉村町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 56 号 玉村町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

まちづくりの基本指針となる総合計画は、地方自治法第 2 条第 4 項において計画の基本構想について、議会の議決を経て策定することが義務づけられておりました。しかし、国の地方分権改革による義務づけ廃止の一環として、平成 23 年 8 月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、同法第 2 条第 4 項の条文は削除されました。これにより、総合計画基本構想の法的な策定義務はなくなり、計画の策定及び議会の議決を経るかどうかは、自治体独自の判断に委ねられることになりました。

当町では、平成 18 年 9 月制定の玉村町自治基本条例第 20 条において、まちづくりの基本指針となる総合計画を策定すると定めておりますが、前述の説明のとおり、議会の議決を経ることについては法的根拠がなくなりました。玉村町自治基本条例では、その目的において、住民、議会とともにまちづくりを推進し、誇りの持てる住みよいまちを築くことと定めております。まちづくりの方向性を示す最も重要な総合計画基本構想については、議員の皆様にご承認いただいた上で決定し、議会と執行が両輪となって、目指す将来像の実現に向け邁進してまいりたいと考えております。

条例制定の概要としては、総合計画基本構想の策定、変更または廃止について、議会の議決を経ることとする内容となっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第20 議案第57号 玉村町税条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第20、議案第57号 玉村町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第57号 玉村町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日付、法律第5号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、未婚の独り親に対する税制上の措置及び女性の寡婦、男性の寡夫控除の見直しについて、婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の控除を適用します。

また、個人住民税の人的非課税措置を見直し、独り親（男女を含む）及び女性の寡婦を対象とします。

法人住民税につきましては、事務負担の軽減等の観点から、連結納税制度からグループ通算制度に令和4年4月1日から見直します。

たばこ税につきましては、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法について、令和2年10月1日から2段階で見直すものであります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。11時30分まで休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時30分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇

○日程第21 議案第58号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第8号）

○日程第22 議案第59号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第23 議案第60号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（三友美恵子君） 次に、日程第21、議案第58号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第8号）から日程第23、議案第60号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）までの3議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第21、議案第58号から日程第23、議案第60号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第58号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2億3,371万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を155億2,577万5,000円とするとともに、地方債を変更するものでございます。

初めに、歳出の主な補正内容でございますが、まず総務費では庁舎管理事業として、老朽化し、絶縁不良となった庁舎屋外の外灯をLED化するとともに、災害時の避難所とする保健センター2階和室の照明をLED化し、省電力化することにより、緊急時において非常用電源による照明の全灯化を図るものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、庁舎1階多目的トイレのドアをタッチレス化し、自動ドアに改修することで、障害を持った方々をはじめとする利用者の利便性の向上を図るものでございます。

次に、公共施設管理事業でございますが、長年にわたり地域に根差した医療を提供し、この7月末日をもって閉院した玉村内科クリニックの案内看板の撤去等を行うものでございます。大変残念ではありますが、この場をお借りして、山根先生のご功績に深く感謝申し上げますとともに、今後ますますのご健勝を心よりお祈り申し上げます。

次に、第6次総合計画策定事業では、これまで職員による策定を中心に計画策定を進めてまいりましたが、今般総仕上げに当たり、通常版のほか、概要版の作成を含めた印刷製本等の追加をたく、増額をお願いするものでございます。

また、戸籍情報総合システムでは、国の施策として戸籍にマイナンバーを関連づけ、全国の戸籍をオンラインで結ぶためのシステム改修費を追加するとともに、徴税事業では、悪質な滞納者に対する滞納整理を進めるため、裁判所予納金及び弁護士費用を追加するものでございます。

次に、民生費では、前年度の精算に伴う障害者自立支援費や子ども・子育て支援等に係る国、県返還金等のほか、新型コロナウイルス感染症対策としていただいた寄附金を財源に、寄附者の意向に沿って、公立保育所それぞれに感染症対策経費として医薬材料費を追加するとともに、上陽児童館の老朽化に伴う雨漏りの対応として修繕費を追加するものでございます。

また、衛生費では、同様に新型コロナウイルス感染症対策として、いただいた寄附金を財源に、クリーンセンターに感染症対策費として消耗品費を追加するとともに、本日から開設した子育て世代包括支援センターに国庫補助を活用し、直通電話を設置するものでございます。

次に、農林水産業費では、小規模農村整備事業として老朽化により破損した葦塚堰及び樋越堰の改修費を追加するほか、水辺の森公園ショウビン沼のしゅんせつ工事を行うとともに、県事業を活用したぐんまの木で温もりのある空間づくり事業として、にしきの保育園の外構木造化工事を支援するものでございます。

また、商工費では、ぐるっとたまむら周遊事業として、イベント開催時等で活躍するたまむら電動バスゆるたま号のバッテリーセルの交換を行うものでございます。

次に、土木費では、地元の要望等に応えるため、道路補修や道路改良、排水路改修等に事業費の追加を行うほか、事業完了に向け大詰めを迎えた文化センター周辺まちづくり事業では、地区内の道路環境整備費を追加し、年度内に全ての工事の完成を目指すとともに、公共事業の推進により地域経済

の活性化を後押しするものでございます。

また、町営住宅の修繕費に追加を行うとともに、申請件数の増加に伴う空き家除去の補助金に追加を行うものでございます。

次に、教育費では、小中学校教育校務用コンピューター整備事業として、GIGAスクール構想に対応した各小中学校のインターネット回線の増強を図るとともに、玉村小学校における学校施設内での通級教室を本格化するため、指導教室等の改修工事費を追加するほか、学校施設をはじめ文化センターや海洋センター等の老朽化に伴う施設修繕費の追加等を行うものでございます。

さらに、社会体育館においては、将来を見据えた施設の長寿命化と、利用者の利便性の向上を図るため、大規模改造工事实施設設計委託料を追加するものでございます。

以上が主な補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、事業実施に伴う国、県支出金や町債をはじめ、前年度繰越金等を予定しております。

なお、地方債の変更につきましては、臨時財政対策債発行可能額の確定による変更でございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第59号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億7,442万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7,717万8,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、令和元年度精算に伴う介護給付費交付金や地域支援事業交付金の追加交付及び前年度繰越金から国庫負担金等の返還金、介護保険基金積立金を用意するものでございます。

次に、歳出では、国庫負担金、県支出金、支払基金交付金等の令和元年度精算に伴う返還金として2,443万円及び、令和元年度に生じた黒字等のうち1億5,000万円を介護保険基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第60号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。まず、業務の予定量につきましては、主要な建設改良事業として定めた管渠整備工事の額を5億4,550万円に改めるものでございます。

次に、収益的収支につきましては、収益的支出の予定額を242万円増額し、総額を7億2,871万2,000円と定めるものでございます。内容につきましては、営業費用のうち管渠費の委託料を242万円増額するものでございます。

次に、資本的収支についてですが、資本的収入の予定額を3,466万1,000円増額し、総額を8億3,696万2,000円と定めるものでございます。

補正予定額の内訳につきましては、企業債を3,710万円、負担金等を56万1,000円それぞれ増額し、補助金を300万円減額するものでございます。

一方、資本的支出の予定額につきましては3,473万9,000円増額し、総額を11億451万

6, 000円と定めるものでございます。内容は、管渠建設費の増額であり、内訳は報償費が23万9, 000円、工事請負費が3, 450万円でございます。

次に、企業会計移行初年度にのみ計上する特例的収入及び支出につきましては、前年度決算に伴い、今年度の債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額が確定したため、金額をそれぞれ2, 833万7, 000円及び269万6, 000円に改めるものでございます。

最後に、企業債についてですが、借入れの限度額を3, 710万円増額し、5億9, 850万円とするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で、3議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第21、議案第58号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第8号）、これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それでは、3点について質疑したいと思います。

まず、1番目、23ページ、第6次総合計画策定事業について、業務委託料ということで95万円ということですが、これの業務委託の内容、それからできたときにどういう形で町民の皆さんにお伝えするのか、配布、どういう形であるのか等についてお伺いします。

それから、2点目、39ページ、ぐるっとたまむら周遊事業、これはバッテリーを交換するということですが、これの具体的な内容についてご説明をお願いします。スペアも含めてたしか2台あったと思うのですが、2台を取り替えるのでしょうかということですが。

それから、3点目、53ページ、社会体育館長寿命化改修事業について、設計委託料ということで計上してありますが、この中の具体的内容についてお伺いします。

公共施設等適正管理推進事業債ということが利用できるかどうかということで、6月議会で質問させていただきました。その時点で、個別計画がないと駄目ですよということですが、今回の設計委託料が個別施設計画をつくるものなのかどうかということについて、以上3点です。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

まず、第6次総合計画の業務委託料につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、当初予算で印刷費のほうを計上させていただいていたのですが、そちらのほうは約18ページ程度を想定しておりまして、冊数も200冊というものでございました。また、概要版につきましては配布しないということで予算のほうを計上していなかったということがございます。ただ、今回作業を進めている中で、なぜこういうような基本構想になっていったのかというよ

うなものも理解をしていただくためには、そういった部分、経緯、アンケートの結果とか、そういったものもやはり一緒に添付したほうがいいのではないかというような話がありました。また、概要版につきましても、当初配布しないような考えもありましたが、やはり総合計画はどういうものなのか、どんな総合計画が町にあるのかというのを知らないというような、そういうような批判、これはもう以前からあったわけですが、概要版を配らないということは、全くそれを知らないということそのままするような、そういうことにもなるのではないかということで、やはり少しでも町の総合計画を知っていただくためには、概要版を配布することは欠かせないのではないかとということで、今回予算を提案させていただきまして、計上に至ったということでございます。

配布先でございますけれども、まず通常版につきましては200部から300部ということで、100冊増刷を考えております。こちらの配布先につきましては、各市町村をはじめ区長さん、もちろん議員さんをはじめ、あるいは町内の各種団体などに配布を予定しております。これは、前回つくった第5次総合計画と余り変わらないものになるかと思っております。そして、概要版の配布先の計画でございますけれども、こちらにつきましてはまずこちらから一方的にお渡ししても、次の日にごみで出てきてしまうと、そういうようなこともあって、無駄にはしたくないということもありますので、今の考えでは希望者に配布するよう、そういったことを考えております。概要版は現在まだ詳細はその辺なのですが、あとは各種団体の方々、こちらのほうに配布を予定しております。

そして、あと、この先、できた後、座談会なども来年になりますとコロナの状況によってはちょっと分からない部分もありますけれども、座談会を開催できた場合は、そちらの参加者の方にお配りをして、その席でこういった総合計画をつくりました。一緒にまちづくりをしていきたいと思いますというふうなお話をさせてもらえればと思っております、そのような形で使っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 電動バスのバッテリーの関係でございますけれども、1つということで計上させていただいております。

以上でございます。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 社会体育館の長寿命化についてお答えさせていただきます。

現在総務課において個別計画を策定中で、今年度中にはできます。その上で、公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度が最終年ということになっております。個別計画を今年度つくって、来年度実施が可能だということが分かりましたので、社会体育館も38年経過ということもあり

ますし、避難所になっているということもありますので、改修を実施したいと考えております。その上で、実施設計の計算書や設計図等を作成したいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それでは、第6次総合計画についてなのですが、先ほど配布物についてお聞きしました。この事業は、今後12年間の町の行く末を、こういう町にしようということで今鋭意作成しているわけですが、私は先ほどの配布部数が全部で300部を考えているということですが、これとにかく極端に言うと12年に1回というか、途中で見直していくのしょうけれども、それだけの事業で、町の方針を町民の皆さんにもっと分かってもらう必要があるだろうと。たまたま町長も新しくなったことでありますし、私はどこまで資料としてまとめ上げるか、内容をどこまで期待するかは別にして、町民の皆さん全戸に配って、これから町はこんな方向を目指しますよと。見る見ないはいろんな方がいると思います。でも、それを配ることで町のやる気というか、そういうことも感じ取ってくれる人も結構大人数がいらっしゃると思います。ですから、これだけの予算を確保するのではなくて、もっと私はこれからまた次の予算でも要求していただいて、全町民に配ったらどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、ぐるっとたまむらのバッテリーについては、これ2台、スペアがあります。多分これ、常に取替えながら運転しているのです。ですから、一緒に老朽化しているはずで、2台一緒にしないで、なぜ今回1台だけやるのかということについて、ちょっと教えてください。

それから、社会体育館の件については今分かりました。そういう形で進めていただいて、推進事業債が使えるようになればいいかなと思います。その時の私の質問のときに、総合運動公園の管理棟の個別施設計画もつくりますと。今総合運動公園はすごく雨も漏れているし、すごい状況になっているので、この個別施設計画というのはこの時点で一緒に絡めて考えているということがあるのかどうか、それについてどういう形で今後考えようとしているのかについてお願いします。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） ただいま総合計画につきまして、全町民に配布したらどうかというようなご提案がございました。

こちらにつきましては、総合計画に限らず、いろいろな計画を過去毎戸配布をしていたときがあったわけなのですが、例えば町政要覧なども配っていたことがかなり前にはありましたけれども、先ほどちょっと触れたのですけれども、ごみの日に出されてしまうというようなことがございまして、我々の経験では毎戸配布はかえって費用がもったいないのではないかとこのように考えているわけがございまして。ご提案はなるほどな、確かにとも思うところもあるのですが、そういった経験上、今のところは全員にはということにはちょっと考えていないのが正直なところです。

あとは、なかなか見ていただくのも難しいかもしれないのですけれども、ホームページでの全ページの掲載、あるいは広報等で概要を掲示するとか、そういうような形で、まずこういうところにあるよということを周知するような形でお知らせをして、それで紙媒体として欲しいという方についてお配りするよ、そういった方策でいきたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） バッテリーにつきましては、具合が悪くなってしまっているもの、これにつきまして新しくさせていただくということで、1つということで計上させていただいております。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 総合運動公園の管理棟につきましては、今回個別施設計画が15施設が対象になっていると6月にお答えさせていただいたと思うのですけれども、その中に管理棟も含まれておりますが、ほかの施設との優先順位と一緒に検討というか、考えていきたいと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 総合計画については分かりました。私は、ただそれだけの価値があるものだと、こういうふうに思っています。

それから、先ほど要求があった場合には、紙媒体で配布するというお答えがありましたので、そういうことがありましたらぜひお願いしたいと。それと、こういうものができたことをまず周知する方法、こういうものができたよと、町として。そのこと自体を相当強くPRしてもらいたいと思っておりますので、その点お願いいたします。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありますか。

6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 一、二点お尋ねをします。

ページでいうと45ページです。小中学校教育校務用コンピューター整備事業、これについては、これを学校のいわゆる通信環境を整備すると。これをすれば、学校の体制は万全になると考えているのか、通信環境について。一方で、もう大分前に聞いたのですが、なぜか緊張してしまって、大分前に聞いたのですが、通信環境の整っていない家庭の子供が結構いると。そして、パソコンがないのか、回線がないのか、Wi-Fiがないのかは分かりませんが、どのくらいの、いわゆる両方ないのか、その辺の把握はされていますか。



◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） まず、今回計上させていただいた回線使用料ですけれども、今後通信環境を整えた後に、実際にインターネットにつながなければいけないと。今現在は、学校の回線が役場のサーバーに来て、そこから1回線が出ていっていると。ただ、今後1人1台になると、それでは交通渋滞してしまって回線が繋がらなくなってしまうので、子供の1人1台分の回線はもう直に学校からインターネットへ出られるようにと。その分の追加の回線使用料になります。なので、9月から3月までの分、各学校7校分の回線の使用料になります。これが、回線の使用料が、今いうとパソコンが来て、それをつなぐ環境が整って、最後この回線使用料が通れば全て整うというふうに考えています。

それから、今の家庭の状況なのですけれども、7月に全家庭に教育委員会として調査をしました。それで、子供が使える環境がないというのが2割ぐらい、やっぱりいました。ただし、Wi-Fi環境というのですけれども、パソコンをつなぐための環境がない家が6%ぐらい、意外とそういう環境は整っていると。ただ、それがパソコンとか、親が持ち出してしまおうと使えなくなってしまうので、2割ぐらいは平日、子供が休校になった場合は使えるものがないという結果になっております。

それから、同じアンケートで、もし学校からタブレットを貸し出せば、今後通信環境を整える予定はありますかという、ほとんどの家庭が整えるというふうに答えておりますので、今後そのオンライン学習を始めるよと言えば、協力的な家庭が多かったと思います。それでも、やはり難しいという家庭もありますので、そういう家庭については通信費を補助するという事で、生活保護であったりとか、就学支援の対象者には通信費を補助して、それからWi-Fiのルーターを貸し出して、家庭でも使えるような体制を整えていきたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） パソコンがない、あるいは通信環境がないというような家庭にとって、通信費そのものが結構大きな負担になるわけでありますから、そうした環境はないという家庭についてはぜひ取り残すことのないように、先ほど今回初めて聞いた気がするのだけれども、そういう家庭には補助をしていくというふうなお答えでしたから、そうするとほぼ全家庭、全生徒にとってこうした通信環境が整うという整備ができるというふうに考えていますか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） そのように考えております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ございませんか。

4番月田均議員。

[4番 月田 均君発言]

◇4番(月田 均君) 3項目質問します。

まず、37ページ、葦塚堰の改修ということなのですが、7,000万円超しているということで、どういった内容か。私は、今日総務経済の所管事務調査で報告した写真がありますので、その写真を見ながら説明してもらいたい。

次、38ページ、水辺の森公園の改修かな、29万円、具体的に何をするかというのを教えてもらいたい。

続いて、40ページ、桜並木の剪定だと思うのですが、桜切るばか梅切らぬばかということで、あまり桜は切らないと思うのですが、その辺はどう考えているか、お聞きします。

◇議長(三友美恵子君) 経済産業課長。

[経済産業課長 齋藤 恭君発言]

◇経済産業課長(齋藤 恭君) 初めに、小規模農村整備事業ということで工事請負費、葦塚堰分につきましてご説明させていただきます。

総務経済常任委員会での報告という中で写真ということで、葦塚堰というものが添付されておりますけれども、写真の中でいきますと、実際にこの左側にありますのが藤川の中にあります堰本体、こちらを写したものでございますけれども、現状ですとこの葦塚堰の堰本体、こちらがゆがんでしまっているということで、この写真ではちょっと判別がつきませんが、堰の下部から水が下流へ漏れてしまっているというような状況でございます。それにつきまして、堰の本体、こちらを造り直すということで今のところ考えております。

以上でございます。

◇議長(三友美恵子君) 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋 茂君発言]

◇都市建設課長(高橋 茂君) 水辺の森公園についてですが、こちらはかなり水のところに土砂が堆積しまして、景観的にもずっとよくないということでした。

今回28万9,000円ほどですけれども、これで一部分しかできないとは考えています。ですけれども、継続的にしゅんせつを行って、水の道をつくっていきたいということで、また地元の、地元というか、水辺の森を愛する会の方々、日々やっています、そういった方と協議をして、効果的にしゅんせつを行っていきたいと思っています。

参考までに、28万9,000円ですので、入札にはかけず、見積もり合わせ、特命随契または変更契約等でまた対応していきたいと、この後考えています。

続けて、40ページの道路管理事業です。こちらについては、町道1号線の桜並木、上之手公民館の北側ですけれども、かなり枝が道路のほうに覆いかぶさるような形で交通に支障を来しております。ですので、枝のほうを切っていきたい、剪定していきたいと考えています。ただし、桜の体力という

か、冬場に切るのが適切と考えておりますので、こちらも時期については請け負った造園業者さんと話し合ってやっていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 菰塚堰の工事、大体分かりましたけれども、私前から疑問を持っていたのですけれども、榎町堰は上下に下がると。それ以外の取水堰はみんな立ち上がるような感じなのですけれども、今はどちらが主流なのですか、何か小さい、水路はみんな縦から落ちるようなのしか見ていないのですけれども、主流はどういうのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） どちらが主流ということにつきましては、大変恐縮でございますけれども、お答えしかねる部分でございます。

こちら、既に設置されてから40年以上経過する中で、取り入れるその水量、そうしたものを含めて、現在のような榎町堰が上下動するものの、そのほかの堰につきましては転倒するものということで設置されたというふうに認識をしております。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 補足させていただきます。

菰塚堰は転倒堰といまして、堰が倒れるのですけれども、取水位、ですから水位の高さで転倒堰というのは川の深さの半分まで、川が3メートルだと、1メートル50までという基準がありまして、それで水が取れば転倒堰で、そうすると転倒堰のほうは結構多いのですけれども、万が一倒れなくても、その上をどんどん流れるので、結構洪水上は有利だと。榎町堰の場合は取る水位が高いので、転倒堰が設置できないと。ですから、転倒する堰ではない堰、スライドゲートだとかローラーゲートだとか、そういうことでやっているの、河川の占用上の課題で転倒堰にするか、ローラーゲート、スライドゲートにするか、そういうことでございます。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 桜並木なのですけれども、先ほど道路側を切るという話がありましたけれども、住宅側も結構枝が出ているから、そういうのはそちらも切る予定になっているのですか。見かけ上、あまりよろしくないと思うのですけれども、片方だけ切るというのは。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） かなり桜も育って大きくなっていますが、取りあえず今回に関しては交通に支障がある範囲内ということで、最小限度に行うという予定になっております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ございますか。

1 1 番宇津木治宣議員。

〔1 1 番 宇津木治宣君発言〕

◇1 1 番（宇津木治宣君） 3 7 ページの小規模農村整備事業の葦塚堰のことなのですが、地元の水利組合の皆さんから強い要望がありまして、何とかもう今年の9月までもつかどうかということで、大変難儀をしていたわけですが、改修することになりました。これでどのような改修を、全面的に新しく交換することなのでしょうか。

それから、もう一点、受水面積が、総務の報告によりますと、3 1ヘクタールとなっているわけですが、現地を見ますと、伊勢崎市の部分が半分ぐらいあるのです。その伊勢崎市との連携というのはどのようにしているのか。

それから、この事業の中で、調査委託料というのが計上されているわけですが、どんな内容を調査するのか。その辺、お聞きをいたします。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） まず、1 点目、葦塚堰につきまして、こちら先ほどもお答えさせていただきましたが、堰そのものがゆがんでしまっているということで、それを修繕ということで直すのか、あるいは悪い部材等もあって、どうしても造り替えなければいけないのか、その辺をまず整理させていただいた中で、造り直すほうが経費的には安上がりで済むというような判断に至っております。今回につきましては、新しく造り直させていただいて、その造り直したものを今ある場所に備え付けるということで考えております。

それから、受益の関係です。こちらにつきましては、報告書の中でいきますと3 1ヘクタールということで記入がございますが、これが玉村町内の面積ということになっております。それから以降といたしますか、東側、こちらにつきましても水そのものは行っているような状況でございます。伊勢崎市の土地についても、葦塚堰からの水が行くという状況ではございます。その中で、これはこれまでになかったことということもございまして、玉村にあります堰そのものを工事するに当たって、受益が玉村町以外にも及んでいるということで、伊勢崎市の市役所のほうには、まず玉村町にあります堰で工事が必要となってきているという状況をまず認識していただいております。

その中で、水そのものが、これは地区といたしますと広瀬、桃木両用水の地区になってくるわけがありますけれども、そこから葦塚堰からの水が行っているということ、まずこれを認識していただいております。その上で、今現在ですと費用につきましてはご負担いただきたいということで、こちらから要請をお願いしているという状況、その段階にいるということでございます。なお、回答につき

ましてはまだ来てございません。

それから、調査委託料についてです。こちらにつきましては先ほど来から話出ております葦塚ではございません。端気川にあります樋越堰の関係でございます。端気川のほうにあります樋越堰、現在ですと屹立させている状況ではございますが、それが油圧によりまして、本来ですと立ち上げるわけでありまして、それが油圧がどうも抜けてしまうというような状況になっているところでございます。何がその原因であるのかというものにつきまして調査をするということで、これは今月下旬以降、水が切れてからということになるかと思っておりますけれども、調査をさせていただき、原因について調べるといふものの調査費ということでございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 葦塚堰については、現地の人と何回も見に行きました。これが困っているのだということで悲鳴を上げているので、今回改修されるということで大歓迎ということです。ただ、取付け道路というか、道が狭いのです。現地の皆さんは、どうやってこれを運ぶのかなと、かなり心配をされておりましたけれども、その辺の懸念については十分もう対応を考えておられるのか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 今のところの予定といえましょうか、計画でございますけれども、新しく堰本体を作成し、それを備えつけるというものにつきましては右岸側、前橋側から今のところは予定しております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 2点ありますが、まず1点目が、歳入のほうの15ページの不動産の賃貸収入が減額になっていきますので、その原因等説明お願いしたいということです。

2点目が、26ページの戸籍情報総合システムの関係で、マイナンバーを使つてのやつではほかの市町村の分も交付ができるという形をちょっとお話ししていただいていると思うのですが、当町では戸籍の交付、コンビニ交付というのも入っているかと思うのですが、このシステムを使うことで、土、日の交付については他町村でやっているところもありますが、今回の形で当町もコンビニ交付もできるようになるのか、今後の方向等があれば教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 行政財産の貸付料の減額ということですが、今回自動販売機の行政財産の目的外使用につきまして、貸付期間が9月いっぱい満了ということになりまして、新たな

貸付けを今後5年間行っていくということで、今回予算を計上、歳入で見えていたのですけれども、その分を一旦減額、半年分ですか、減額をさせていただいたということでもあります。あわせて、今回入札を行ったということで、さらに新しく今後5年間契約する部分について、また歳入として見させていただいたというのが、今回のこの措置ということでもあります。

◇議長（三友美恵子君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 今回の戸籍のシステム改修のほうにつきましては、一応今のところの予定ですと令和5年中に全てネットワーク、全国自治体つなげまして、現状本籍地でないと戸籍の証明のほうは取れないということですが、それをつなげることによりまして、本籍地でなくてもどこでも自分の戸籍の証明が取れるという形になるものでございます。

コンビニ交付、現状住民票、印鑑証明のほうにつきましては土、日でも取れる状況になっておりますが、戸籍につきましては一応平日のみということで、土、日には交付しておりません。その辺に関しましては、どうしても例えば死亡、一番簡単なのが、死亡届ですとか例えば土、日に出てきた場合に、現状届出は今日直対応しておりますが、亡くなられた後にすぐ戸籍を例えば取られてしまうと、その方、本当はそこで一旦システムを止めなければならぬのですけれども、その辺が現状どうしてもちょっと土、日ですと、検討もしたことあるのですが、そのたびに職員が出てきて、その方の戸籍を出さないようにするですとか、ちょっといろいろ考えたのですけれども、現状その辺が難しいということで、現在では土、日の戸籍のほうはちょっとコンビニでは取れない状況となっておりますが、その辺につきましてはまた今後何かいい方法があるか、検討してまいりたいとは考えております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 不動産の賃貸料の収入については、また新たに契約等がされれば、補正で収入がプラスで出てくるというような話でいいのですか。今回は、一応貸付期間が切れた部分があるので、減額の補正としてのせましたということかなということで今理解したので、ちょっとお答えいただければと思います。

戸籍のほうについては、土、日に戸籍謄本等を必要とされる方というのは、例えば死亡とか、そういうものについては重々承知しているわけです。それで、悪用して取る方というのは少ないというか、ほとんど皆無なのかなと思います。他市町村のほうで交付しているということもありますし、例えば金曜日の2時現在というようなことを入れれば、特に社会的な問題は起きないのかなと思いますので、その辺のところも考慮入れながら、ちょっと交付できるような前向きな検討をしていただけないかなと思います。いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 自動販売機の件につきましては、これまで行政財産の目的外使用料ということで、条例に基づいた定額というのですか、決まった金額で設置場所の賃貸料をいただいております。それを、今回期限が来て、新たな5年間を契約するというので、その金額ではなくて、入札によって一番高い金額で使用料を出していただけるということになったところの会社と契約するというやり方を今回取りました。そうしたところ、当初のもくろみではかなり金額的に増えるだろうというふうに思っておったのですが、実際のところ入札をしてみたところ、これまで17台入っていた自動販売機が、応札になったところとならないところというのもありまして、トータルで11台に減ってしまったというようなことになっております。実際の価格自体は、1台1台の価格自体は入札に伴って上がったということなのですが、その数が減ってしまった関係で、最終的には減額になってしまったというのが今回のことであります。

◇議長（三友美恵子君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 戸籍のコンビニの交付につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

ただ、前橋市なんかですと、もう土、日はコンビニ交付のほうは一切出しておりませんし、ほかのところでは伊勢崎市とか高崎市ですとかは出しているのですけれども、それぞれ休みの日にやはり窓口をしている関係もありまして、その辺もうまく発行できないとしているような状況みたいですので、その辺戸籍のほうはどちらかというとちょっと重要、いろんな相続関係ですとか、ちょっと重要な書類等にもなってくる関係もありますので、ですから止められるような何かをやっぱり今後考えてはいきたいと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 不動産の貸付収入のほうは分かりました。

コンビニ交付については、今後デジタル化が国を挙げていろいろしていく中で、いわゆるそういうサービスについてはどんどん、どんどん向上させていくような方向だと思いますので、玉村町がコンビニ交付、結構ほかの市町村と比べると早く、県内でも早く取り入れてやっているところですので、ぜひ住民の方の要望に応じていただけるような方向をお願いしたいなと思います。

それから、相続関係等での話がちょっと出ましたけれども、いわゆる戸籍の関係で相続等がかかるのであれば、その場合には例えば何日ぐらいかの、届出が出てからどのぐらいは、通常の業務であってもすぐ今日届けを出したから、すぐそういう証明が出せるものでありませんよというのをいろんな形で周知することで、必要なときにその後も必要なものがいただける。ただ、それが土、日であっても、日にちがずれて、後の土、日でもいただけるというのが住民サービスの向上になるかと思っておりますので、本当に前向きなご検討をよろしく申し上げます。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに。

5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 町営住宅管理事業のことでちょっと聞きたいのですが。

◇議長（三友美恵子君） ページをお願いします。

◇5番（渡邊俊彦君） 43ページです。150万円ついているようですけども、150万円ぐらいでどんなことをするのかなどというのと、空いているところ、上新田の中を見ると庭は草だらけになっているし、随分草は伸ばしてからやるのでは費用も余分にかかるのではないかなと思うのですが、その辺についてと、その150万円はどんな工事をするのか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

町営住宅、現在管理している戸数、137世帯です。こちらは、八幡団地や布留坡団地、与六、福島団地、こちらは政策空き家ですので、町のほうは修繕はしないということになっております。今住まれている方がいらっしゃいますが、こちらかなり老朽化も進んでいて、すぐにいろんなところが壊れてしまう状況です。主には水回り関係、水道の蛇口やトイレ、それからお風呂や床も抜けそうなどきもあります。また、あと給湯器です。給湯器も結構高額になります。そういったところで、生活に欠かせない待ったなしの状況になりますので、こういったところはすぐに連絡を受けたら職員が見に行って、修繕をするという形であります。

補正予算で150万円今回いただいておりますが、大体年間にかかる費用というのはあまり変わらない状況です。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） それでは、今空いているところを整備して住めるようにして新たに貸すということではなくて、入っている人のところを、今の話、給湯器なり、雨漏りなりを直すための補正ですか。では、それはおおむね対象は何戸ぐらいを想定していますか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） こちら、先ほど今住まれている方は、先ほどの4団地を除いて137世帯が住んでおります。このお金、修繕費については、その137世帯が対象となります。空いている部屋とか、そういったものについては個別改善のほうで新しくしたりして、また新たに待っている方に住んでいただいたりしている状況です。



以上です。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 分かりました。その空いているところを直すのも、これとはちょっと話が違いますけれども、直して住める状況にして入居してもらうというのも考えたほうがよろしいかと。これは当初予算か何かで組むと思うのですが、よろしくをお願いします。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 23ページの総合計画の策定事業、もう一回ちょっとお話を聞きたいのですが、新井議員も先ほど言いましたけれども、総合計画はやっぱり町民の皆さんに知っていただくというのがメインだと思います。配る前から、もうこれは新聞のごみで出されてしまうという片づけでいいのかどうかというところだとは思いますが、そうならないためにつくる工夫というのがありますし、そうならないための配布をどういうふうにしたらいいか。例えばそこから、さっき座談会という話もありましたけれども、その段階で本当に今のこの状況の中で座談会が開催できるかどうかというのはちょっといかんせん何とも言えない。そういったときに、座談会以外でもう少し町民の方にPRなり、やっぱりその計画自体をしっかりと皆さんと一緒に、この計画は町がやること。町がやることというのは、町民全体のこと、皆さんと一緒に計画を実行していくという形になると思うのですが、その辺のもし座談会開催できない場合のPR方法というか、その辺について、せっかくこれだけの金額を示すという形になりますから、物体のものにするのか、それともデジタル化にするのか、いろいろな方法あると思うのですが、その辺をひとつ教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

本当に先が今見通せないような状況になっておりまして、座談会ができないときは、ではどうするのかというような問合せだと思いますが、それにつきましてまだ明確にこうにしますというのがないのが正直なところであります。総合計画、最後まで読んでもらえないとか、手に取ってもらえないとか、そういうこともあるということで反省しておりますので、できるだけ分かりやすい言葉にするとか、あるいは今回印刷でデザインをお願いするわけなのですけれども、ソフトな感じのデザインといいますか、柔らかい調子でちょっとつくってもらえればなんていうような希望もあります。そういったことで、できるだけ堅いイメージをちょっと払拭しまして、読んでもらえるような工夫はしていきたいというふうに思っています。

また、周知の座談会以外の工夫ということなのですが、その辺につきましても座談会ができなかった場合となりますと、まだ今思いつくのは、先ほど申し上げましたようなホームページ等の周知になっていくと思うのですが、印刷したものは手元に残りますので、それはしまっておいては無駄になってしまいますから、それを一枚一枚配るような工夫、場合によっては何かイベントができるようなときになれば、それを手渡しで渡せるようなブースをつくるとか、そういったことも一つなのかと思うのですが、具体的にはちょっとそういった事態になったときにもう一度しっかり考えていきたいというふうに思います。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 現状やっぱりまだどういう状況になるかというのが分からないというところの中ですので、それは試行錯誤してという形には多分なるとは思いますけれども、ただせっかくつくるものですから、いろいろな形、それで私が一つ考えるのは、例えば小学生とか中学生とか、学校の中で町の総合計画はこういうものだということを子供たちから広げて、そこから例えば家庭に、前もあつたのですが、子供たちが結構家庭に持っていくと、結構親御さんたちもその中で、それを基にいろいろな会話ができたりとか、そういったことには多分なるとは思いますので、そういった部分は教育委員会さんとよく連携をしていただいてという形がいいのではないのかなというふうに思います。親御さんたちも、例えば子供たちが持っていく話は結構いろいろ聞いてくれると思いますし、そこでいろいろな会話というのが出てくると思います。その中で町の総合計画、町が今こういう方向で動こうとしているのだよというのを考えられると思うので、そういった部分、もしちょっとお考えいただければと思います。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ございませんか。よろしいです。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第59号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第60号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○散 会

◇議長（三友美恵子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日9月2日（水曜日）は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後0時31分散会